

発達支援 ハンドブック

一人ひとりが主人公
すこやかな成長を願って

成長や発達が少ない
気になったときに

相談できる
ところ

支援の実際

手帳

さまざまな
制度

鎌倉市

令和 4年 4月

はじめに

このハンドブックは、子どもたち一人ひとりのすこやかな成長を願って、少し発達が気になったときに相談できる窓口や福祉サービスの利用方法などをわかりやすくまとめたものです。

子どものからだやこころの成長のしかたは、一人ひとり違っていています。違っていているのがあたりまえと考えていますが、「子育てがうまくいかないな」「子どもに必要なサービスはないかな」と思った時には、一人で悩まずに、まずは相談してみてください。

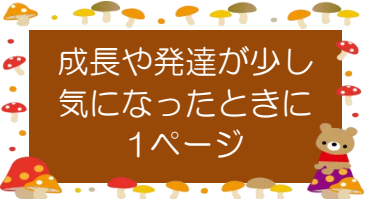
子育ての悩みを受け止め、一緒に子育てのヒントを考えてくれたり利用できるサービスにつなげてくれる人がいます。

このハンドブックを利用させていただいて、子どもたち一人ひとり、おかあさん、おとうさん、ご家族の皆さんが、いつまでも健やかで安心して暮らしていかれることを願っています。

鎌倉市内の子育て情報は、市のホームページや市が発行する子育て情報誌「かまくら子育てナビ きらきら」に掲載していますのでご覧ください。

- ※ 鎌倉市ホームページ
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>
- ※ 子育て支援情報誌「かまくら子育てナビ きらきら」
市役所、各支所、子ども会館などで配布しています。

目 次



成長や発達が少し
気になったときに
1ページ



相談できるところ

2～9ページ



支援の実際

10～20ページ



手帳

21ページ



さまざまな制度

22～26ページ

成長や発達が少し気になったときに

・乳幼児期のこんなこと

からだ

- ▷ ころびやすい
- ▷ 手が不器用
- ▷ 運動発達が気になる
- ▷ 手足にまひがある など

ことば

- ▷ ことばが遅い
- ▷ 発音が不明瞭
- ▷ どもる
- ▷ 聞こえが気になる など

かかわり

- ▷ 友達とうまくあそべない
- ▷ 落ち着きがない
- ▷ こだわりが強い
- ▷ かかわりが一方的 など

まずは、次のページ以降のお話ししやすいところにご相談してみてください。

・学齢期のこんなこと

かかわり

- ▷ 気持ちを共感することが難しい
- ▷ 落ち着きがない
- ▷ 自分の話ばかりで、人の話が聞けない
- ▷ 自分なりの手順があって、変えることを嫌がる など

学校生活

- ▷ 学習が遅れ気味
- ▷ 特定の授業についていけない
- ▷ 学校でいじめられている
- ▷ 進路のことで悩んでいる など

相談できるところ

乳幼児期の相談

市民健康課

☎0467-61-3944

- ◆乳幼児健康診査 方法 ○個別に医療機関で実施 通知 ○個別通知あり
●集団で実施 ×個別通知なし

名 称	対象年月齢	方法	持ち物	通知
4か月児健康診査	4カ月～5カ月前日	○	母子健康手帳、すくすく手帳、 健やか親子21問診票	×
まんま♡る～び (6カ月児育児教室)	7カ月になる月	●	母子健康手帳、すくすく手帳、 バスタオル	○
お誕生前健診	10カ月～1歳前日	○	母子健康手帳、すくすく手帳	○
1歳6か月児健診	1歳9か月になる月	●	母子健康手帳、すくすく手帳、 バスタオル、案内封筒、 健やか親子21問診票	○
2歳児歯科健診	2歳6か月になる月	●	母子健康手帳、すくすく手帳、 バスタオル、案内ハガキ	○
3歳児健診	3歳6か月になる月	●	母子健康手帳、すくすく手帳、 バスタオル、早朝尿器採取容器、 視力・聴力調査票、案内封筒、 健やか親子21問診票	○

詳細については個別通知かホームページ等を確認してください。

◆抱っこ de シャベル（乳幼児健康相談）

身長・体重の測定のほか食事や生活などの育児相談を、保健師・
栄養士がおこないます

〈場所〉 行政センター、学習センター等

〈日程〉 ホームページ等で確認して下さい。

◆家庭訪問・電話相談

新生児や乳幼児がいる家庭に、保健師・助産師が訪問し、発育・
発達や育児に関する相談をお受けしています。

窓口、電話、メールで育児や離乳食などの相談を、保健師や栄養士
がお受けしています。

保育課

☎0467-61-3892

◆地域子育て相談

保育園では随時、見学や子育て相談をお受けしています。
事前に各保育園にお問い合わせください。

こども相談課

☎0467-23-0630（相談専用）

◆こどもと家庭の相談室

子どもや家庭に関するあらゆる相談を、専任の相談員が電話や
面接でうかがいます。

<時間>月曜日～金曜日 8:30～17:00

第2土曜日 8:30～17:00

いちはやく

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(受付時間 24時間対応)

発達支援室

☎0467-23-5130（福祉センター）

◆発達相談

子どものことばや運動の発達、友達とうまくあそべない、落ち着き
がないなど人とのかかわりの心配や集団生活上の悩みなどの相談を、
言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、心理士、児童指導員、保育士
がお受けしています。

相談内容により、小児神経科医師も相談をお受けします。
来所いただく前に電話でお問い合わせ下さい。

神奈川県鎌倉保健福祉事務所

☎0467-24-3900

住所：鎌倉市由比ガ浜2-16-13

◆小児慢性特定疾病等の子どもの相談

小児慢性特定疾病等、心配なことについての相談

◆歯っぴいスマイル相談

心身に病気や障害があり、通常の歯科検診を受けにくいお子さんを対象とした、歯科検診・保健指導・むし歯予防処置・食べ方相談を行っています。事前に電話で申しこんでください。

神奈川県立総合療育相談センター ☎0466-84-5700(代表)

住所：藤沢市亀井野3119

◆障害児等療育支援事業

・早期療育外来事業

障害があるか、障害の可能性のある概ね3歳以下の乳幼児を対象に、総合的な診察、療育による発達の援助及び親子関係の確立の促進をめざし、心理的評価・相談、個別療育及び集団療育を行います。

・療育外来事業

概ね3歳以上で外来診察・外来訓練の中で支援が必要と認められた子どもを対象に、心理学的評価・相談、個別療育及び集団療育を行います。

・発達障害等支援外来事業

発達障害の可能性のある子ども又は発達障害の確立診断を受けた子どもへの診断、評価を行い、療育環境の調整、充実を図ります。

神奈川県立発達障害支援センター かながわA（エース）

☎0465-81-3717（相談専用）

住所：足柄上郡中井町境218

神奈川県立中井やまゆり園に併設しています。

◆総合的な支援

神奈川県域の発達障害のある方やその家族、関係機関などへの総合的な支援（相談支援、体制整備、普及啓発）をおこないます。

<日程> 土・日、祝日を除く毎日

<時間> 8:30～17:15

※その他 乳幼児期の発達に関する専門相談員による電話相談をおこないます。

日程についてはホームページか電話でご確認下さい。

学齢期の相談

鎌倉市教育委員会 教育指導課

☎0467-23-3000(代表) 内線2468

◆就学相談

特別支援学級や県立特別支援学校への就学や進学や転籍、通級指導教室の利用について相談をお受けしています。

就学相談の流れ

特別支援学級や県立特別支援学校への就学、通級指導教室の利用については、鎌倉市就学支援委員会での審議が必要です。

【鎌倉市就学支援委員会】

特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズを把握し、就学に関して専門的な立場で検討や助言を行います。

構成委員：医師、心理職、学識経験者、校長、県立特別支援学校教員、通常学級・特別支援学級・通級指導教室担当教員

小学校入学の際の就学相談

【特別支援学級・特別支援学校への就学】

- ①就学相談の申し込み
※入学前年の5月・6月頃
- ②保護者との面談
- ③児童の実態把握
 - ・小グループでの実態把握
 - ・在園からの情報収集

【通級指導教室の利用】

- ①就学相談の申し込み
※入学前年の11月・12月頃
- ②保護者との面談
- ③児童の実態把握
 - ・通級指導教室での面談

※就学相談の詳細な情報については、鎌倉市ホームページでもご案内しています。

小・中学校に通っている児童生徒の転籍・進学等の相談

通常学級・特別支援学級への転籍や特別支援学校への進学に関しては、学校を通じて相談を申し込んでください。また、通級指導教室の利用についても学校への相談をお願いします。

鎌倉市教育委員会 教育センター 相談室

☎ 0467-24-3495
0467-24-3386

◆**教育相談**

いじめや不登校といった学校生活、学習や生活面での悩みについて、教育相談員（心理士）やスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが相談をお受けして、問題解決に向けて支援します。

●**教育支援教室ひだまり** ☎0467-24-3386

不登校の児童生徒が在籍校に籍を置きながら通室して、小集団で学習支援や教育支援が受けられます。

詳しくは、教育センター相談室にお問い合わせください。

神奈川県立総合教育センター

住所：藤沢市善行7-1-1

学校教育や家庭教育に関する様々な悩みやこどもの発達に関するご相談、不登校などについて、相談を行っています。

◆**来所による相談** ☎ 0466-81-8521

8：30～17：15 月～金（祝休日、12/29～1/3を除く）

◆**電話による相談**

- ・総合教育相談 ☎ 0466-81-0185
- ・発達教育相談 ☎ 0466-84-2210

●**不登校ほっとライン** ☎0466-81-0185

不登校に関する様々な悩みや相談をお受けしています。

◆**24時間子どもSOSダイヤル** ☎ 0120-0-78310

または☎ 0466-81-8111

いじめに関する問題など様々な悩みやご相談に幅広く応じています。

<対象> おおよそ3歳から18歳までの子どもやその保護者

<受付時間> 24時間・365日

特別支援学校

◆ 県立特別支援学校 教育相談

県立特別支援学校では、就学前から小・中・高の子どもまで、特別支援学校内外の資源を生かして、困っている本人や周りの方々の相談を、専任教員がお受けしています。

● 鎌倉養護学校

住所：鎌倉市関谷566 ☎0467-45-1954

● 藤沢養護学校

住所：藤沢市亀井野2547-19 ☎0466-82-9416

● 平塚盲学校

住所：平塚市追分10-1 ☎0463-31-1341

● 平塚ろう学校

住所：平塚市大原2-1 ☎0463-32-0129

青少年の相談

地域若者サポート事業（商工課）

◆ 湘南・横浜若者サポートステーション

働くことに不安を抱える若者やそのご家族の方からの相談をお受けしています。就労や自立に向けた継続的なカウンセリングや短期、長期での就労体験などもおこなっています。

<日程> 月～金 10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始は休館）

♡運営主体 (株) K2インターナショナルジャパン

☎0467-42-0203

福祉サービスの相談

障害福祉課

☎ 0467-61-3974
0467-61-3975

◆福祉サービスの相談

障害のある方の生活に関することや、補装具、施設への入所・通所、将来の問題などについて、窓口や訪問による相談をお受けしています。

◆障害者手帳の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請と交付手続きをおこないます。指定医師の診断書や写真等が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

◆障害者虐待防止センター

障害者虐待の防止、障害者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づいて、障害福祉課が障害者虐待防止センターとして、障害者の虐待にかかわる通報や届け出の窓口となり、対応をおこないます。

相談支援（障害福祉課）

知的障害、精神障害（発達障害含む）、身体障害、難病など障害のことや障害で気になっていること、困っていること、福祉サービスの利用方法、ケアマネジメントなどの相談をお受けしています。

また、サービス利用に必要なサービス等利用計画（障害児は障害児支援利用計画）の作成をおこないます。

事前にお電話でお申し込みください。（予約制となっています）

◆相談支援事業者一覧

市外局番 0467局

事業者名	電話	市町村 相談支援	計画相談 支援	障害児 相談支援
地域生活サポートセンターとらいむ	61-3205	○	○	○
キャロットサポートセンター	25-3939	○	○	○
鎌倉地域支援室	55-8878	○	○	○
あさひ訪問看護・介護ステーション	43-6688	—	○	○
株式会社 ハーモニー	53-7186	—	○	○
相談支援事業所 麦の穂	25-2567	—	○	—
みどりの園鎌倉	33-3911	—	○	○
鎌倉療育センター小さき花の園※	31-6703	—	○	○
相談支援事業所 ひびき鎌倉山	33-5995	—	○	○
鎌倉やまなみ相談支援事業所	55-5003	—	○	○
虹の子相談支援事業所	43-5600	—	○	○
ADDS Kids 1st 鎌倉	61-6615	○	○	○
鎌倉市発達支援室	23-5130	—	○	○
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	32-0739	—	○	○
相談支援事業所めいげつ	91-7920	○	○	○

※小さき花の園は、重度心身障害者の相談が中心となっています。

民生委員児童委員（主任児童委員）による相談（生活福祉課）

お住まいの地域には市民の立場で子育て支援を行う民生委員児童委員と主任児童委員がいます。地域の身近な相談相手として、お気軽にご相談ください。

主任児童委員の主な活動

- ・子どもの生活や子育てについて一緒に考えます。
- ・子育て支援活動をしています。
- ・地域の子どもが健やかに育つためのお手伝いをします。
- ・行政機関とのパイプ役になります。
- ・地域の子どもたちの様子で気になることがあったら教えてください。

支援の実際

就学前の支援

養育支援訪問（市民健康課、こども相談課）

子どもの養育について、家事・育児に対する支援が必要と認められた家庭に、保健師や助産師などの訪問や、一定期間の家事支援をおこないます。

市民健康課 ☎ 0467-61-3944

こども相談課 ☎ 0467-61-3751

一時預かり（保育課）

保護者の病気や出産、リフレッシュなど子どもの保育が必要なとき、保育園に一時的に預けることができます。事前に面接が必要です。

公立保育園：

由比ガ浜保育園 0467-61-0881 岡本保育園 0467-45-5503

腰越保育園 0467-31-6119 深沢保育園 0467-42-5200

私立保育園：

岩瀬保育園 0467-46-2629 保育園みつばち 0467-46-2221

山崎保育園 0467-45-6453 こぼとナーサリー 0467-46-6930

清心保育園 0467-44-7855 佐助保育園 0467-40-4040

明照フラワーガーデン保育園 0467-43-5960

たんぼぼ共同保育園 0467-38-1688

ファミリーサポートセンター（こども相談課）

育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いしたい人（援助会員）がお互いに助け合う会員組織です。

（依頼会員）育児・家事：小学校までの子どもがいる方。

家事は妊娠中も対象。

（支援会員）年齢・性別・資格等に関係なく、健康で支援に理解と熱意のある方。

（両方会員）依頼会員と支援会員を兼ねることができます。

【活動内容】

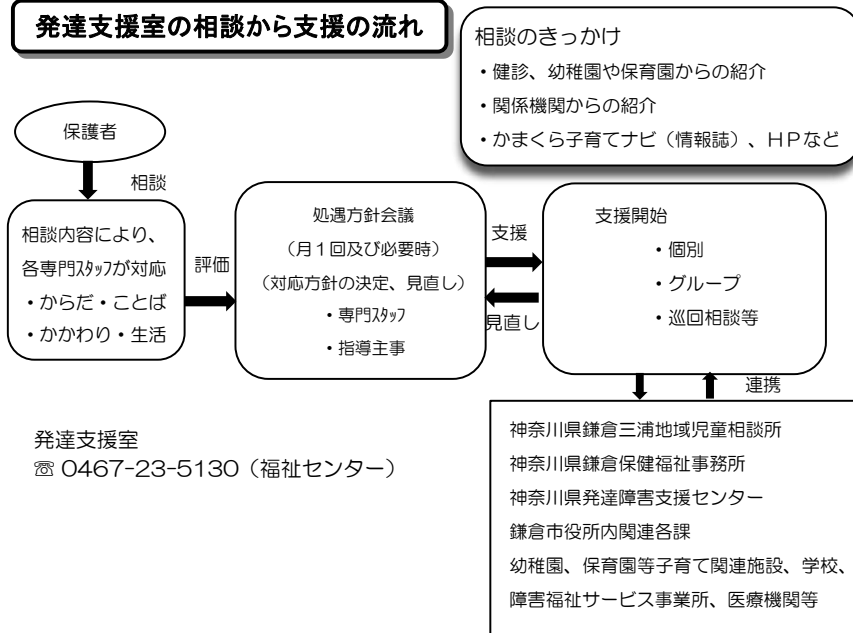
・登校（園）前、登校（園）後の子どもの預かり

・登下校（園）の送迎

●鎌倉市ファミリーサポートセンター

住所：玉縄1-2-1 玉縄青少年会館1F ☎ 0467-43-5401

発達支援室の相談から支援の流れ



発達支援指導（発達支援室）

☎0467-23-5130

住所：鎌倉市御成町20-21
福祉センター

◆リハビリ指導

運動発達や日常生活動作に心配のある子どものリハビリ指導をおこないません。（個別指導、グループ指導）

リハビリテーション医師が相談、及び診察をおこないます。

〈担当者〉 理学療法士、作業療法士

◆言語指導

発音、吃音、聞こえ、コミュニケーションなどに心配のある子どもの言語指導をおこないます。（個別指導）

〈担当者〉 言語聴覚士

◆発達指導

友達とうまくあそべない、落ち着きがない、得意なことと不得意なことの違いが大きいなど発達に心配のある子どもの指導をおこないます。
(グループ指導)

<担当者> 児童指導員、保育士、心理士

巡回相談（発達支援室）

幼稚園や保育園などに専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言をおこないます。希望に応じて保護者と園で面談もおこないます。

<担当者> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士
児童指導員、保育士

児童発達支援事業等

障害のある子ども（未就学児）を通所させて、日常生活能力向上のために必要な支援や、集団生活への適応のための訓練をおこないます。

◆市内の児童発達支援事業所

市外局番 0467局

事業所名	電話
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	32-0739
小さき花の園在宅サービス支援部	31-9424
たすく鎌倉 御成教室	84-9420
鎌倉こども学園「チューリップ」	38-6866
ADDS Kids 1st鎌倉	61-6615
のびの木大船	39-6364
湘南こども村やまぶき	53-7941
のびの木ゆきのした	50-0123
コペルプラス大船教室	50-0023
PONOKIDS鎌倉	55-9797

保育所等訪問支援

保育園・幼稚園・子どもの家に通う発達に特別な支援が必要な子どもを対象に、訪問支援員が各施設に訪問し、施設のスタッフと協力して集団生活適応のための専門的支援をおこないます。

利用を希望する場合は、まずご相談ください。

市外局番 0467局

市内の保育所等訪問支援事業所名	電 話
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	32-0739
TASUC鎌倉 御成教室	84-9420

学齢期の支援

鎌倉市立小学校・中学校 特別支援学級

◆小学校

市外局番 0467局

設置校	学級名称	知的	自閉症・情緒	その他	所在地
第一小	星の子・月組	○	○	弱視○ ※閉級中	由比ガ浜2-9-55 ☎ 25-1200
第二小	たんぼぼ	○	○		二階堂878 ☎ 25-1202
御成小	7組・8組	○	○	肢体不自由 ○	御成町19-1 ☎ 25-1204
腰越小	雪花	○	○		腰越5-7-1 ☎ 31-7600
西鎌倉小	やまゆり	○	○		津1069 ☎ 32-4100
深沢小	かじのき	○	○		梶原1-11-1 ☎ 44-1226
富士塚小	ふじ	○	○		上町屋810 ☎ 45-1621
小坂小	若竹	○	○		小袋谷587 ☎ 44-1228
玉縄小	ひまわり	○	○		玉縄1-860 ☎ 44-1230
植木小	おひさま	○	○		植木1 ☎ 44-1687
関谷小 ※令和4年4月開設	未定	○	○		関谷468-1 ☎ 44-5436
大船小	にじ・ほし・ そら	○	○	病弱 ○ 難聴 ○	大船2-8-1 ☎ 44-1224
今泉小	つばめ	○	○		今泉2-13-1 ☎ 44-1234

◆中学校

市外局番 0467局

設置校	学級名称	知的	自閉症 ・情緒	その他	所在地
第一中	E・F・G組	○	○	弱視○ ※閉級中	材木座6-19-19 ☎ 25-1300
第二中	E組	○	○		西御門1-7-1 ☎ 25-1302
御成中	10組	○	○	肢体不自由 ○	笹目2-1 ☎ 25-1304
腰越中	8組	○	○		腰越4-11-20 ☎ 31-1500
深沢中	8組	○	○		梶原1-14-1 ☎ 44-1222
手広中	5・6組	○	○		手広5-7-1 ☎ 32-0801
大船中	8組	○	○		大船4-1-25 ☎ 44-1220
玉縄中	8組	○	○		岡本1100 ☎ 45-6197
岩瀬中	8組	○	○	病弱 ○	岩瀬840 ☎ 47-5131

鎌倉市立小学校通級指導教室

鎌倉市立小学校通常学級に在籍しながら、保護者と一緒に定期的に通級指導教室のある学校に通って指導を受ける「通級制」の教室。

- ことばの教室（言語通級指導教室）
発音、構音障害や吃音、言語発達について指導
- きこえの教室（難聴通級指導教室）
難聴に伴う課題について指導
- つどいの教室（情緒通級指導教室）
集団生活での社会性について指導

設置校	学級名称	所在地	学 区
御成小学校	ことばの教室	御成町19-1 ☎ 25-1204	第一小・第二小・御成小・稲村ヶ崎小・七里ガ浜小
	きこえの教室		※きこえの教室の学区については、お問い合わせください。
富士塚小学校	ことばの教室	上町屋810 ☎ 45-1621	腰越小・西鎌倉小・深沢小・富士塚小・山崎小
大船小学校	ことばの教室	大船2-8-1 ☎ 44-1224	小坂小・玉縄小・植木小・関谷小・大船小・今泉小
	きこえの教室		※きこえの教室の学区については、お問い合わせください。
深沢小学校	つどいの教室	梶原1-11-1 ☎ 47-1031	第一小・第二小・御成小・稲村ヶ崎小・七里ガ浜小・腰越小・西鎌倉小・深沢小・富士塚小
今泉小学校	つどいの教室	今泉2-13-1 ☎ 47-3170	山崎小・小坂小・玉縄小・植木小・関谷小・大船小・今泉小

スクールアシスタント（教育指導課）

小学校通常学級に在籍する児童の授業中の学習面への支援を行います。
会計年度任用職員（教員免許保有）小学校に1名。週3日程度配置

学級介助員（教育指導課）

小・中学校通常学級、特別支援学級に在籍する児童生徒の生活面への支援を行います。会計年度任用職員 小・中学校全校に週3日程度配置

特別支援学校

◆県立特別支援学校

学校名	部 別	所在地
鎌倉養護学校	小・中・高（肢体不自由） 高（知的）	鎌倉市関谷566 ☎0467-45-1952
藤沢養護学校	小・中・高（知的）	藤沢市亀井野2547-19 ☎0466-82-8101
平塚盲学校	幼・小・中・高（視覚）	平塚市追分10-1 ☎0463-31-0948
平塚ろう学校	幼・小・中・高（聴覚）	平塚市大原2-1 ☎0463-32-0129

中学校卒業後の進学先など

様々な学びのかたちがあります。

将来の自立を見据え、生徒の個性や興味・関心に応じて進学先を選べるよう、学校とよく相談をして進学先を決めていきましょう。

県立公立高等学校

◆全日制高校

主に、平日の昼間に学習します。普通科、総合学科、専門学科があり学びの仕組みも学年制と単位制の高校があります。

◆定時制高校

夜間・特別な時間（午前または午後など）に1日4時間程度学習します。多くの学校では、17時30分頃から21時頃まで授業を行い、そのあとに部活動などがあります。普通科、総合学科、専門学科があり学年制と単位制の高校があります。

◆通信制高校

自宅での学習を中心に、報告課題（レポート）と面接指導（スクーリング）により学習を進めます。卒業時に与えられる資格は、全日制・定時制と同じです。

※新しい学びのかたちの、クリエイティブスクール、フレキシブルスクール、フロンティアスクール、通信制新タイプ校、インクルーシブ教育実践推進校、通級による指導導入校があります。

県立特別支援学校高等部

特別支援学校には高等部が設置されています。視覚障害教育部門・聴覚障害教育部門には専攻科が設置され、障害の状態により訪問教育を行っている学校もあります。

また、近隣の県立高等学校内に県立特別支援学校高等部分教室を設けている学校もあります。

その他の学校

専修学校、各種学校、職業技術校、サポート校・技能連携校など様々な学校があります。

放課後等デイサービス（障害福祉課） ☎0467-61-3974
☎0467-61-3975

学校在学中の障害のある子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇期間に、継続的に生活能力向上のための支援をおこなうことにより、学校と連携して障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所の提供をおこないます。

市外局番 0467局

事業所名	所在地	電話
障害児活動支援センター	梶原2-33-2深沢こどもセンター4F	44-1700
のんびりスペース★大船	台2-11-4	43-3374
TASUC自立の学校・鎌倉	雪ノ下3-4-25五十嵐ビル2F	53-7370
鎌倉こども学園「チューリップ」	岡本2-2-18	38-6866
はっぴーわん	玉縄1-2-6 ハッピーワックス1-D	91-7481
れいんぼーびい	台1-5-19	45-2855
ぐるんぱ	常盤165-8	33-3915
e-キッズひろば大船	小袋谷2-2-46	38-7631
鎌倉あけぼの園	津西1-1-18	40-4071
放課後等デイサービスグローブ	岡本2-3-16	38-4537
ミライエ鎌倉	由比ガ浜3-11-48	61-3150
のびの木大船	大船4-17-45坂田ビル102号室	39-6364
湘南こども村やまぶき	山崎2333-6	53-7941
のびの木ゆきのした	雪ノ下636-10立花大倉ビル2F	50-0123
放課後デイサービスtoiro大船	大船1751 2F	55-5692
PONOKIDS鎌倉	常盤98	55-9797

子どもの家（青少年課）

☎0467-23-3000（内）2463

共働きなどにより、放課後保護者が家にいない児童を、子どもの家（学童保育）で受け入れています。

障害のある場合は面接をおこない、入所の判断をしています。

詳しくは「かまくら子育てナビきらきら」をご参照ください。

鎌倉市ホームページでご覧いただけます。

民間の支援機関

◆ひまわり教室

学校生活に困難を感じている子ども、発達障害やその周辺の子どもを対象とした支援教室です。

詳しくは、直接お問い合わせください。

☎ 080-6550-6398

◆たすく鎌倉 御成教室

発達障がいのある子どもとその家族に対して、アセスメントに基づく個人別の課題学習や身体作りを中心にした療育をおこないます。

詳しくは、直接お問い合わせください。

☎ 0467-84-9420

手 帳

身体障害者手帳

- ◆**内容** 身体に障害のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1級から7級までに区別されます（7級の方には手帳は交付されません）。また、交付を受けた後、障害程度が変化した場合には再認定を受けることができます。
- ◆**手続** 申請には、指定医師の診断書、写真、個人番号カードなどがが必要です。
- ◆**窓口** 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

療育手帳

- ◆**内容** 知的障害のある方が、一貫した療育・援護を受け、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によってA1からB2まで区分されます。
また、交付を受けた後、障害程度が変化した場合には再認定を受けることができます。
- ◆**手続** 申請には、写真などがが必要です。
- ◆**窓口** 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

精神障害者保健福祉手帳

- ◆**内容** 精神障害のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。自立と社会参加を促し、福祉の向上を目的にしています。障害の程度によって1級から3級までに区分されます。2年ごとに更新手続きが必要になります。
- ◆**手続** 申請には、医師の診断書または障害年金証書、写真、個人番号カードなどがが必要です。
- ◆**窓口** 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

さまざまな制度

自立支援医療（育成医療）給付

- ◆**内容** 身体に障害のある子どもが指定された医療機関で、その障害を除去又は軽減するために治療を受ける際、治療費の一部を公費負担します。
- ◆**手続** 申請には、申請書、意見書、健康保険証（写）、世帯調書が必要です。
- ◆**窓口** 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

小児慢性特定疾患医療給付

- ◆**内容** 慢性疾患により長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等をします。
- ◆**対象疾患** 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等
血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患
- ◆**手続** 申請には、申請書、意見書兼連絡票、同意書、健康保険証のコピー、所得証明書等が必要です。
- ◆**窓口** 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

障害者医療費の助成

- ◆**内容** 一定の障害のある方の健康保険の適用を受ける入院、通院に係る医療費を助成します。（障害の種類や程度により、所得制限があります。）
- ◆**対象者** 身体障害者手帳1級から3級まで及び4級の一部、知能指数50以下、障害基礎年金1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級
※65歳以上で新たに手帳等取得された場合は対象となりません。
- ◆**手続** 申請には、健康保険証、障害者手帳などの障害の程度を示す書類、転入した人は課税証明書等が必要です。

◆窓口 障害福祉課にご相談ください。

自立支援医療（精神通院）給付

◆内容 事前に申請していただき、医療サービスの必要性が認められた方に「自立支援医療受給者証」をお渡しします。精神疾患の治療のために通院した場合に、医療にかかる費用のうち、外来診療にかかるものを公費で負担します。所得に応じた月額上限負担額内で自己負担額は1割となります。

◆手続 申請には申請書、診断書（県所定の様式）、健康保険証、個人番号カード等が必要です。

◆窓口 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

鎌倉市障害者福祉手当

◆内容 在宅の障害者に、障害程度に応じた手当を申請のあった月から支給します。（所得制限があります。）

<対象者>

- ・ 1級、2級、3級の身体障害者手帳を持っている方
- ・ 1級の精神障害者福祉手帳を持っている方
- ・ 知能指数50以下の方

<金額>

月額 2,000円

（9月及び3月に支給）

※ 手帳取得時に65歳以上の方は対象となりません。

◆窓口 障害福祉課にご相談ください。
☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

障害児福祉手当

◆**内容** 在宅の重度障害児（20歳未満）で、日常生活において常時介護を必要とする人を対象に支給します。（所得制限があります。）

◆**対象者** ア 重度の身体障害のために、常に介護が必要である
イ 重度の知的・精神障害により、常に介護を必要とする
のいずれか一つに該当する方

※障害及びその程度について詳細な要件がありますので障害福祉課にご相談ください。

◆**支給額** 月額 14,850円
（5月、8月、11月、2月に支給）

◆**窓口** 障害福祉課 ☎ 0467-61-3974/0467-61-3975

児童扶養手当

◆**内容** ひとり親を対象とした制度です。
父母の離婚・父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、もしくは、父又は母が重度の障害を持っている児童について、その児童の養育者に支給します。公的年金や遺族補償を受けていても、受給出来る場合があります。（所得制限があります。）

◆**対象者** 18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している保護者等。

	全額受給の場合	一部受給の場合
児童1人の場合	月額43,070円	月額43,060円～10,160円
児童2人の場合	二人目は10,170円加算	10,160円～5,090円加算
3人以上の場合	一人増すごとに6,100円加算	6,090円～3,050円加算

◆**窓口** こども相談課 ☎ 0467-61-3897

特別児童扶養手当

◆**内容** 障害児（20歳未満）を養育している父母等を対象に、障害の程度に応じて支給します。ただし、障害年金受給や施設に入所しているときは受給できません。

- ◆対象者 ア 身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部
イ 精神、知的障害で、アと同程度以上
ウ ア、イに準ずる障害
- ◆支給額 重度障害児 児童1人につき月額 52,400円
中度障害児 児童1人につき月学 34,900円
- ◆窓口 こども相談課 ☎ 0467-61-3896

児童手当

- ◆内容 子どもを養育している方に手当を支給することにより、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、対象となる子どもを養育している父又は母に支給します。
- ◆対象となる子ども 中学校修了前まで
(15歳到達後最初の3月31日まで)
- ◆支給額

3歳未満	月額15,000円
3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)	月額10,000円
3歳以上～小学校修了前(第3子以降)	月額15,000円
中学生	月額10,000円
所得制限超過世帯	子ども一人につき月額5,000円

- ◆窓口 こども相談課 ☎ 0467-61-3896

幼児教育・保育の無償化

- ◆内容 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。
- ◆支給額 通われている施設、保護者の市民税所得割額などにより異なります。詳細については鎌倉市ホームページをご確認ください。
- ◆窓口 保育課 ☎0467-23-3000(内)2378・2387
こども支援課 ☎0467-23-3000(内)2651・2652

詳細については鎌倉市ホームページをご確認ください。

鎌倉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な 集団活動事業の利用支援事業補助金

- ◆**内容** 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供している施設を利用している子どもの保護者に対し、その利用料の一部を補助します。
- ◆**支給額** 上限月額 20,000円。
※対象施設によっては、補助額が異なる場合があります。
- ◆**窓口** こども支援課 ☎0467-23-3000 (内) 2656

詳細については鎌倉市ホームページをご確認ください。

MEMO

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く、平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

お問い合わせ

鎌倉市こどもみらい部
発達支援室
電話 0467-23-5130

発達支援ハンドブック

発行 鎌倉市
〒248-8686
鎌倉市御成町18番10号
電話 0467-23-3000（代表）
発行日 令和4年4月